

Q. マイナンバーカードは、申請してからどのくらいで出来上がるの？

A. マイナンバーカードは、申請してから概ね1カ月程度で交付通知がお手元に届きます。

交付通知書が届きましたら、通知書記載の役場窓口まで受け取りにお越しください。

Q. マイナンバーカードの通知カードを紛失。マイナンバーカードの申請方法はできる？

A. 役場窓口にて紛失した旨を届け出のうえ、次のとおり手続きをしてみてください。

① 「個人番号カード交付申請書」を持っている場合

お手元に「個人番号カード交付申請書」（通知カードを切り離れた残りの部分）がある場合は、通常の方法と同様に、マイナンバーカードの交付申請が可能です。

② 「個人番号カード交付申請書」がない場合

役場窓口で新しい交付申請書の交付を受けて、案内に従って申請手続きをしてみてください。

自身のマイナンバーが分かる場合、マイナンバーカード総合サイトもしくは町ホームページから郵送用の申請書がダウンロードできます。

Q. 引っ越しの際、マイナンバーカードや通知カードの取り扱いで注意する点は？

A. マイナンバー自体は引っ越ししても変わることはありませんが、「マイナンバーカード」または「通知カード」に「新住所を追記する必要があります。」

転入届を提出する際に、転入先の市区町村窓口で「マイナンバーカード」または「通知カード」の住所変更手続きを行ってください。

※同一世帯の住所変更手続きをまとめて行うこともできます。

● マイナンバーカードの交付申請中に引っ越ししたら

交付申請中（カード受取前）に引っ越しをされる場合、転入先で改めて申請していただく必要があります。その際には、再度顔写真を添付することなく署名または記名押印のみで申請することができますので、転入先の市区町村窓口で改めて申請手続きをみてください。

● 引っ越し前に受け取った交付申請書の、引っ越し後の取り扱い

引っ越しに伴い住所が変わると、旧住所宛にお届けしていた「通知カード」と「マイナンバーカード交付申請書」は使用できなくなります。転入先の市区町村窓口で渡される新しい「マイナンバーカード交付申請書」を使用して、交付申請を行ってください。

「マイナンバーが流出した。登録抹消料として100万円を振り込んで」「あなたのマイナンバーを貸してもらいたい」「マイナンバーの調査です。家族構成・貯金額を教えてください」「以前利用したサイトの滞納金がある。滞納金を支払わないとマイナンバーが交付されない」…このような電話は、詐欺の手口です。

# マイナンバー制度に便乗した詐欺にご注意ください！

不審に感じた場合は、すぐに警察へ通報を。

